

会議の名称	令和元年度第1回個人情報保護運営審議会		
開催日時	令和元年5月23日(木)午後6時30分～8時50分		
開催場所	東村山市役所 本庁舎6階 602会議室		
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 臼井雅子会長・日下直喜委員・嶋田節男委員・田村初恵 会長職務代理・當間丈仁委員・広井勝夫委員・水越久吉 委員 (市事務局) 渡部市長・高柳総務部次長・武藤総務課長・竹内総務課 長補佐・湯浅情報公開係長・鳴海情報公開係主任</p> <p>●委員欠席者： なし</p>		
傍聴の可否	傍聴 不可	傍聴不可 の場合は その理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に 規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュ リティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を 審議するため
会議次第	<p>(1) 市長挨拶 (2) 会長選出、会長職務代理の指名 (3) 会長へ諮問書授受 (4) 「東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針」について (5) 諮問審議 ・令和元年度諮問第1号 特定健康診査電話勧奨業務委託(健康増進課) ・令和元年度諮問第2号 東村山市立小・中学校定期健康診断(耳鼻科)欠席者健診業務 委託(学務課) (6) 報告 ・個人情報取扱業務届出書(平成30年度分)の報告 ・小学校通学路の防犯カメラ設置終了(学務課) (7) その他</p>		
問い合わせ先	<p>総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・鳴海 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227</p>		
会 議 経 過			
<p>(1) 市長挨拶</p> <p>皆さんこんばんは。東村山市長の渡部尚です。 先月市長選挙があり、4回目の当選をさせていただき、また4年間、市政をお預かり させていただくこととなりました。 委員各位におかれましては、引き続きよろしくご指導のほどお願い申し上げます。 本日は公私ともに大変ご多用のところ、令和元年度第1回個人情報保護運営審議 会にご出席を賜り誠にありがとうございます。 委員の皆様も改選ということでございますが、委員全員前期に引き続きお引き受 けをいただきまして誠にありがとうございます。</p>			

これまで、委員の皆様には当市の個人情報保護行政が、適正・適格に行われるように、ご指導をいただきましたところでございます。

引き続き当市の個人情報保護行政が推進されますように、委員の皆様にはそれぞれの専門的なお立場等、また市民目線からご指導いただきますようよろしくお願い申し上げます。

本来であれば、委嘱状をこの場でお渡しすることが通例ではございますが、委員の皆様全員が留任ということでございますので、先立って事務局より郵送させていただいたと伺っております。省略においては非礼であることは存じておりますが、是非、ご理解いただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(2) 会長選出、会長職務代理の指名

委員互選の結果、臼井委員が会長に選出された。
臼井会長より会長職務代理に田村委員が指名された。

～委員一同賛成～

(3) 会長へ諮問書授受

高柳総務部次長より臼井会長へ諮問書を手渡す。

(4) 「東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針」について

(情報公開係長)

お手元の資料のうち「東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針」という題名の文書をご覧いただきたい。

これは、市政の透明性を向上させるために、審議会等の会議の公開についてルールを定めたものである。

新しい任期に変わるたびに、この指針に基づいて、会議を傍聴可にするか、会議録をどういった形式で作るか、ホームページの委員名簿にどこまで情報を載せるかを皆様に決めて頂いている。

前任期までは、会議は非公開、傍聴不可としていた。会議の中で市の情報セキュリティ対策が具体的にどうなっているかといった話や、これから入札を予定している委託契約の話が出るため、公開するとセキュリティ対策の手の内が知られてしまい安全性が低くなる危険があることや、先に契約に係る情報を知った者が有利になってしまうなど公正な契約に支障が出るためである。

会議録については、公開できない部分を墨塗りするなどの対策をしたうえで、市ホームページで公表している。作成形式は、発言者氏名は入れずに委員の発言と市の回答を順番に書いていく形式である。

ホームページの委員名簿、これは本日お配りした委員名簿の後ろにコピーがついている。区分・氏名・性別・就任日・職業のほか、備考として公募の方であるとか、他の審議会委員を兼任されているといった情報を載せている。

今期はどういう形にするか、会長から皆様に諮ってお決めいただくようお願いしたい。

● 会議の公開、非公開について、会議録の形式について、委員名簿の形式について

て、従来通りとするか、変えるべきか何かご意見はあるか。

- 特にご意見が無いようなので、全て従来通りとする。

～委員一同賛成～

(5) 諮問審議

- 「特定健康診査電話勧奨業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び健康増進課の回答

- 諮問書 P. 2「2委託内容(2)① ii)」に「受診回数が1～2回の者を抽出。」とあるが、過去3箇年の受診回数が0回ないし3回のかたを除いたのはなぜか。
→ 過去3年間受診を続けられたかたは毎年受診をされる可能性が非常に高く、受診勧奨を行っても効果が薄いという結果が、今までのハガキによる受診勧奨から出ているためである。また、0回のかたはハガキをお送りしたところで反応がないという結果も出ているのだが、それ以上に市において電話番号の把握が困難という理由がある。この事業では過去に特定健診を受診していただいたときにご本人が記載された受診票にある電話番号を使用する予定である。よって、過去一度も受診されたことがないかたへ電話勧奨をすることは困難という事情がある。
- 受診回数が0回のかたであっても国民健康保険に加入されているはずである。そうすれば、何らかの情報を市で持っているはずではないのか。今回の業務委託は特定健診を受けてもらうことが目的のはずである。そう考えたときに、情報の取り易さや事務処理のし易さを求めて受診回数が0回のかたをはじめから抽出対象からも外すのではなく、抽出した上でどうアプローチするかを考える必要があるのではないか。
→ 国民健康保険加入申請時に電話番号を書いていただく。当該申請書の文書保存年限が5年間であり、保存年限期間内ものは所管課にて保管されているはずである。しかし、年間数千人が加入申請をし、相当量のボックスに保管されているため、そこから職員の手作業で対象者の電話番号を探し出すとなれば、相当な時間と労力がかかる。また、今回の事業目的は、受診率の向上は当然あるが、諮問書 P. 1「1委託理由」にあるとおり、「電話勧奨の効果を検証すること」でもある。費用対効果の面から、対象者について一定の設定はさせていただいたところである。
- 費用対効果を考えて事業を行うことは大切なことだと思う。今回の事業はあくまでも手法の検証であると言われるのであれば、抽出対象者を絞られることへの理解はできる。しかし、最終的な目的は受診率の向上であり、一番受診していないかたがどうして受診しないのかを考えることが大切かと思う。最終的な目的を見失わないようにしていただきたい。
- 電話をする曜日や時間帯については、どのように考えているのか。
→ 電話勧奨は曜日と時間を変えて3回までアプローチしていただくという仕様としているが、この曜日のこの時間といった指定はしてないため、受託者によって異なるかと思われる。基本的に時間については、午前、午後、夜間で分けていただくことを想定している。
- 国民健康保険税を納付されていないかたは対象にならないと思うが、受診率向

上を考えると是非そういったかたにも勧奨していただきたい。

- 国民健康保険税の納付の有無とは無関係である。納付の有無に関わらず、是非受診していただきたいと考えている。
- 対象者となったかたの国民健康保険税の未納付が判明した場合、納付勧奨も行うのか。
- 受診勧奨のみ行う。納付勧奨は収納課が別途行っている。
- この事業を行うのは近隣市区町村で当市が初めてなのか。
- 既に行っている自治体はある。
- 最終的に実施をする・しないは市が判断することではあるが、64歳以下と65歳以上の分類であれば、他市事例と同じ結果が得られると思われる。先ほど費用対効果のお話が出たが、効果検証のみが目的であれば、予算をかけてまでやる必要があるのかと思った。
- 他市の結果は参考数値の1つとは考えている。しかし、国保加入状況や、国保に加入されているかた一人一人の事情は自治体ごとの特色があると思われるので、当市としてのデータを1度確実に得ておきたい。また、平成29年度に職員による勧奨を行った際、特定健診の受診率が一番低い41歳から45歳のかたについて、ハガキを約900名に送り、189名が受診されたのに対し、電話では19名中8名が受診したという結果がある。母数が相当違うものではあるが、各年代でも同様の傾向がみられるため、母数を増やして効果検証を行い、当市においても有効であることが確認できれば、そのデータをもとに今後も継続できるよう予算措置等に活用できるとも考えている。
- 電話が繋がらなければ国保の加入状況や受診しない理由を知ることが出来ないので、出来るだけ電話が繋がるような契約となるようつめていただきたい。
- 個人情報の保護に関して言えば、データ保存は受託者のPCとせずUSBメモリのみとすること、個人情報取扱責任者を配置すること、作業担当者に守秘義務を課すなど、全体としてよく出来ていると思った。ただ諮問書の内容が充実しているというだけでなく、受託者に実践させるようにしてほしい。
- ただ電話を架けさせ、「いませんでした」や「いまして行かないそうです」だけで終わるような委託の仕様書にせず、電話をした際の話し方や話の内容、何を言えば受診する気になるかなど、受託者とよく話し合ってもらいたい。また、何を言ったら効果があったのかなどのデータを取っておいてほしい。
- 電話での想定質問や話す内容については、受託者が決まる前から市が作成しておくか、受託者が決まってから協議のうえ作成していただくかによらず、仕様書別紙のような形で、書面で作成しておくべきである。
- 従事者への事前研修は受託者にさせるべきである。
- 特定健診を受診しないかたの中には、受診したいが出来ないといった場合もある。そういうかたのフォローとして保健師等の訪問へ繋がれば、疾病の早期発見などが期待出来るかと思う。本件とはまた別の話であるが、所管課として検討していただけたらと思う。
- 諮問書P. 3「3受託者が取扱う個人情報（1）整理番号」は、個人番号や東村山市として住民のかたに付番しているものではなく、個人が特定できる番号ではないという理解で良いか。
- お見込みのとおり。
- 諮問書P. 2「2委託内容（2）⑤」に「勧奨結果を取りまとめる」とあるが、受託者自身が受託業務の評価をするのではなく、市が受託者の実施内容の評価する必要があるのではないかと感じた。
- 諮問書P. 15「仕様書 4個人情報の取扱いについて（3）個人情報を取り扱

う人員について」に「個人情報取扱責任者及び作業担当者には、乙が個人情報の漏えいにかかる誓約書を提出させる。」とあるが、この文言だけ見たとき、漏えいに関することのみ誓約書と読める。また、漏えいをさせないよう誓約書を提出させるというだけでは、誓約書の内容が分からない。漏えいがあった際の損害賠償責任まで含んでいるものなのか、単に従事者が受託者に対し「私は個人情報の漏えいをしないことを誓約します。」と誓約するだけのものなのか。この誓約書とはどういう内容のものを考えているのか。

- 作業中の漏えいだけではなく、作業終了後も漏えいしてはならないことも大切である。
- 誓約書のひな形を市が作成し、受託者へ渡して提出させたほうが良いのではないか。
- 誰が誰から誓約書を取るのか。市がひな形を作成し市が従事者より取るのか、事業者が取るのか。
- 受託者が従事者より提出させるものであると思うが、内容についての調整は市で行っても良いと思う。
- 要は、諮問書 P. 15 「仕様書4個人情報の取扱いについて(3)」に記載されている「個人情報取扱責任者及び作業担当者には、乙が個人情報の漏えいにかかる誓約書を提出させる」だけでは、誰が誰に対して提出したどういった内容の誓約書なのかが分からない。内容等について今お答えすることが難しければ、確認しておいてほしい。
- 諮問書 P. 4 「5個人情報を取り扱う作業の留意点(5)データを使用するコンピュータについて」について、「原則、個人情報データを USB メモリからコピーしてコンピュータに保存することは禁止し、やむを得ずコンピュータ側に保存を行う場合は、事前に保存が必要な理由を添えて市に申し出を」とあるが、申し出るだけではなく、申し出をし、市の許可を得た上で行って良いとすべきである。
- 申し出のみではなく、きちんと事情を聴取した上で許可を与えるようにする。
- 諮問書 P. 3 「5個人情報を取り扱う作業の留意点(1)作業場所」に「情報が漏えいしないよう最大限の配慮を行う」について、「最大限の配慮」を行うだけで良いのか。諮問書 P. 15 「仕様書4個人情報の取扱いについて(2)作業場所」にも同じ記載がある。
- 感覚的な言葉であるので、訂正すべきである。
- 「電話勧奨対象者名簿データ」、「聴取用様式」は別のものか。
- 「電話勧奨対象者名簿データ」は USB メモリに格納した電子データであり、「聴取用様式」は、諮問書 P. 6にあるもので紙媒体で渡すものである。それぞれ別のものである。
- 電話勧奨対象者名簿データを渡す意味はあるのか。
- そのデータに聴取用様式で聴き取った内容を入力、集計しデータ化してもらうものである。また、聴取用様式については、「情報が書かれたメモの紛失防止のため、市でメモを用意し、契約期間満了後は回収する」という本審議会にて以前別の諮問案件でいただいたご意見を踏襲したものである。この聴取用様式は、電話をかける際のメモとして利用して、最終的にすべて返却していただく。聴き取った内容は電話勧奨対象者名簿データに集計して入力していただく形である。
- 諮問書 P. 14 「仕様書3委託内容(2)電話勧奨及びアンケート調査」に、架電は曜日・時間帯を変えて3回まで行うとの記載のみとし、具体的な記載となっていないのが気になる。

- 最初はランダムで構わないが、2回目はこの時間帯に変更することといった形で書いた方が良いと思う。
- 市で行った際は夜間に電話をしたのか。
- 夜間はしていない。午前と午後のそれぞれ早い時間と遅い時間とに分けて電話をしている。
- 時間帯がランダムになるようにすべきであるが、夜間に少し比重がかかる形であれば、効果があると思われる。
- 官公庁職員をかたった詐欺電話が多いので、受託者が市役所の開庁時間外に電話をかけるのは信用されないのではないか。
- 訪問による調査でも難しいと言われている。電話のみであるとより信用されない。事前の広報活動で、市民へこういう電話をする可能性があることを周知しておいてほしい。市報などを活用すべきであるが、逆にそれを詐欺電話に利用される可能性もあるので、方法は注意していただきたい。
- 詐欺電話と間違えて警察へ通報がある可能性がある。関係機関への連絡はしておいたほうが良い。
- 諮問書 P. 16 「仕様書5参考」に「勸奨対象者予定数1,940名」とあるが、これには勸奨をしないかたやハガキによる勸奨の対象者は含まれず、電話勸奨の対象者数か。
- その通りである。
- コールセンターを受託しているような業者をお願いするつもりなのか。
- 既に特定健診の電話による受診勸奨を実施している事業者との契約を想定している。
- この業務委託は、状況によっては単純作業でもあるので、アルバイト・パートのかたが従事者となる可能性があり、そういったかたの個人情報に対する意識の高さが未知数である。個人情報の取扱いの留意点について仕様書には具体的に分かり易く記載するのが望ましい。
- 仕様書をもう少し整理していただきたい。仕様書と諮問書 P. 3、4 とで内容が同じ部分は、諮問書の内容に合わせるなどである。
- 諮問書 P. 14 「仕様書2 履行機関」の漢字訂正をお願いしたい。

○「東村山市立小・中学校定期健康診断（耳鼻科）欠席者健診業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び学務課の回答

- 学校医として担当していない学校の生徒が健診を受けに来た場合に委託料を支払うということによいか。
- お見込みのとおりである。
- 諮問書 P. 6 「結果報告書」について、今回の諮問内容は耳鼻科健診のみであるはずだが、内科や眼科、歯科の記載欄があるのはなぜか。
- 当該様式は医師が健診に際し従前より使用しているものである。委員おっしゃる通り、今回については耳鼻科の記載欄があれば良いが、受託者となる医師より従前より使用しているこの様式から変更しないでほしい旨のご意見をいただいたため、こちらの様式を使用することとした。
- 諮問書 P. 2 「4 個人情報を取り扱う作業の留意点（2）」に「別紙1～3の控えはとらず、」とあるが、別紙3「欠席者健診業務委託実施報告書兼請求書」の

控えを取らせない理由は何か。受託者にとって、委託を受けいくら請求したかの控えは必要ではないか。

- ご指摘の通り、別紙3の控えは受託者の手元へ残しておかなければならないものであるため、別紙3についてのみ、控えを取らないとの記載は改める。これに伴い、諮問書P. 17「仕様書7実施方法(5)」に「別紙1～3の控えはとらず」とあるのも「別紙1及び2の控えはとらず」など、別紙3を除くように改める。
- 諮問書P. 1「1委託理由」に「学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第13条に基づく」とあり、こちらが定期健康診断の根拠であると思われるが、「欠席者健診」というのは、その法律の附則や細則で義務付けられているものなのか。また、「欠席者健診」は毎年何名の対象者がいるのか。不登校の生徒もこの「欠席者健診」の対象者となるのか。
- 明確に「欠席者健診」を義務付けているものはない。学校保健安全法では、あくまでも教育委員会に対し定期健康診断の実施を義務付けているものである。「欠席者健診」を実施するしないについては、市区町村によって分かれていると聞いているが、少なくとも東京都内の市区町村では学校での健診を受けられなかった生徒には、何かしらの救済措置を実施している。何かしらというのは、例えば当市のように放課後に病院へ行っていただくであるとか、欠席者健診の日を学校で設けて、学校で受けていただくなどであり、市区町村によって対応が分かれているようである。当市においては、風邪や不登校等何らかの理由で定期健診を受けられなかった生徒は、特に不登校の生徒だと学校に行きづらいということもあるので、学校で欠席者健診を行うのではなく、それぞれの病院へ行っていただく形としている。
- 欠席者健診の対象者は、耳鼻科に限ったものとなるが、平成30年度だと全校で231名である。しかし、保護者のご都合が合わず行けないなど、必ずしも対象者全員が欠席者健診を受けているわけではなく、受けている生徒は40%以下である。学校の養護教諭も「保健便り」などで健診を受けていただくよう働きかけをしているが、このような数字となっている。
- これはプール授業とリンクしている健診ではなかったか。
- その通りである。耳鼻科健診を実施しなければプール授業が行えない運用を実質的にしているところである。
- 諮問書P. 8「別紙3」の正式な名称は、P. 8にある「欠席者健診実施報告書兼請求書」なのか、P. 2にある「欠席者健診業務委託実施報告書兼請求書」であるのか、どちらが正しいものか。
- 諮問書P. 2にある「欠席者健診業務委託実施報告書兼請求書」が正式な名称であるので、P. 8にある様式名称は改める。
- 諮問書P. 4「定期健康診断について/欠席者の健診について(お願い)」について、学校長より保護者への文章中「健診をしてもらってください。」とあるが、通常よりこういう言い回しなのか。学校長が生徒に出す文書であればこういった平たい言い回しでも構わないと思うが、保護者宛てとなればより良い表現に変えていただきたい。また、先ほどの説明で健診は無料と説明していたが、こちらの文書では一定期間を過ぎた場合自己負担が発生する旨の記載がある。どちらが正しいのか。
- この業務委託の範囲で保護者の自己負担なく無料で健診を受けられるのは6月29日までであり、それを過ぎてしまった場合、保護者の自己負担で受けていただくことになるという意味である。
- 自己負担になると、どのくらいの金額がかかるのか。

- 今回の欠席者健診において医師に診ていただく内容は、諮問書 P. 6「結果報告書」中にある疾病等である。医師達にこの内容を診ていただく場合の相場を確認したところ、300円くらいではないかとの回答があり、保護者が自己負担する場合の金額もそれになるかと思う。
- 先ほど欠席者健診を実際に受けられているかたは対象者の40%であるとの説明があった。残りの60%のかたにとっては、期間内にも受けないし、期間が過ぎたあとも300円を支払ってまで受けないということであるか。
- 60%の中には、無料である6月を過ぎたあとに健診を受けたいと申し出るかたはいる。定期健康診断は法律上6月中に実施しなければならないこと、また、医師会ともどこかで区切りを設けなければいけないだろうと話をし、欠席者健診を無料で受けられる期間を6月中とさせていただいているので、そういったかたについてはご理解いただいて自己負担で健診を受けていただいている。
- 子どもの医療費は無料のはずだが、健診は医療ではないので有料となるのか。
- お見込みのとおりである。
- 諮問書 P. 2「3受託者が取扱う個人情報の種類（1）氏名」は、誰の氏名を指しているのか。
- 生徒の氏名である。
- 保護者の氏名は取扱わないのか。
- 今現在各学校の健診については、保護者の氏名を記載する欄は無いので、それに準じた形で整理させていただいている。
- 保護者同伴で病院へ行かれるのではないか。それであれば、この「氏名」が誰の氏名を指すのか明記していただきたい。
 - 諮問書 P. 4「定期健康診断について／欠席者の健診について（お願い）」について、この文書全体の作りに違和感がある。1枚の紙に保護者宛てと耳鼻科医宛ての文書があるが、同じ紙にあるのにそれぞれ件名のフォントや言い回しが異なる点や、区切り線のようなものが無い点などが違和感を覚える原因かと思う。また、保護者宛ての文章も、出だし「定期健康診断当日、欠席されたため」と言うのも変えたほうが良いのではないかと思う。
 - 諮問書 P. 6「結果報告書」について、こちらは保護者へお渡しするもので、病院で保管するものではないが、生徒の氏名を記載する欄があったほうが良いと思う。誰の結果報告書であるか分かるようにしておかなければ、これが1枚になってしまったときに誰のものか分からなくなり、それこそ個人情報の管理が滅茶苦茶になってしまうのではないか。
 - 学校名と組を入れるかはともかくとして、学年と氏名はあったほうが良いと思う。
- 諮問書 P. 4「定期健康診断について／欠席者の健診について（お願い）」及び諮問書 P. 6「結果報告書」については、学校医及び教育委員会関係者、学校の栄養士や学校長が参加する学校保健会という組織があり、その会において決定された様式である。過去にどのような経緯でこの様式に至ったかまでは分からないが、かなり話し合いを重ねたうえでこの様式に落ち着いたと聞いている。諮問書 P. 6「結果報告書」の氏名欄等の追加については、現在、学校の養護教諭が余白に氏名を記載しているという実態もあるので、様式の内容について教育委員会として検討させていただき、必要に応じ学校保健会へかけていきたいと思う。
- 諮問書 P. 4「定期健康診断について／欠席者の健診について（お願い）」右上に大きく丸に「委託」とマークされているところも気になる場所である。
- こちらは、医師より、本委託事業のものと、受託者である医師が学校医を担当す

る学校の生徒のものを目で区別できるようにしたいとの希望を受け、つけさせていただいているものである。しかし、今回お出しした形でなくとも、例えば用紙の色を変更するなどの方法もあるかと思う。

- 諮問書 P. 4「定期健康診断について／欠席者の健診について（お願い）」の文書に係る意見で加えると、「この用紙をもって、下記耳鼻科医のいずれかで」とあるが、「もって」がひらがなであるせいで、「持って」なのか「以て」なのかが分からないので、修正が可能であればその点も汲んでいただきたい。
- 諮問書 P. 2「3受託者が取扱う個人情報の種類」について、保険証の提示が必要となるかと思われるが、その場合、取り扱う個人情報として、保険証に記載のある情報もここに記載をすべきである。
 - この委託業務で健診を受けられる場合、保険証の提示は不要である。
- 諮問書 P. 4「定期健康診断について／欠席者の健診について（お願い）」に「念のため保険証をご持参ください。」とあるが、そことの整合性はどうなっているのか。
 - 健診にて疾病が見つかった場合、本業務委託から通常の診療へと切り替わる可能性があるわけだが、その際に保険証がないので一度家に戻ってからとなると負担があるため、そういった事態にならないよう念の為にといった意味合いで記載しているところである。尚、健診を受けた病院でしか診療を受けられないというわけではないので、健診において疾病が見つかった際も、普段より通っている他の耳鼻科へ行かれることも可能である。
- 従来の欠席者健診との業務内容の違いや、諮問書 P. 4「定期健康診断について／欠席者の健診について（お願い）」や P. 6「結果報告書」にあるような様式の違いはあるのか。
 - 委託業務内容は学校医を担当する生徒が欠席者健診を受ける従来の場合と同じである。様式については、諮問書 P. 4「定期健康診断について／欠席者の健診について（お願い）」の様式に「委託」というマークが入っているかいないかの違い程度である。
- 欠席者健診を、学校医を担当しない学校の生徒が受けるのと、学校医を担当する学校の生徒が受けるのと、取扱う個人情報等に違いが無いのであれば、前者を実施するにあたり本審議会に諮問しなければならないのはなぜか。
- 医師にはそもそも法律上の守秘義務があり、従来行っている業務であるので個人情報保護に関するリスクも低い案件ではあるが、新たな業務委託を行うにあたっては市個人情報保護条例上本審議会へ諮問する必要があるのでは、諮問されている。
- 諮問書 P. 4「定期健康診断について／欠席者の健診について（お願い）」及び P. 8「欠席者健診業務委託実施報告書兼請求書」は受託者である医師より提出を受けるものとなるが、どのような方法で提出されることを想定しているのか。
 - 本業務委託においては、こちらから取りに伺おうと考えている。
- 従来の運用において、諮問書 P. 4「定期健康診断について／欠席者の健診について（お願い）」や P. 6「結果報告書」を、保護者や生徒が紛失されたという事例の報告はあるのか。
 - そういった報告は聞いたことがない。
- 様式については既に多くの議論を重ねてこういった形になっているかと思われる。様式を改めることが困難な場合であっても、診断結果を取り違えない対策をされているかは確認してほしい。
- 個人情報の取扱についてはリスクが低い案件であるため、本日の意見で取り入れが可能なものについては取り入れていただけたらと思う。

(6) 報告

○ 個人情報取扱業務届出書（平成30年度分）の報告（総務課）

（情報公関係主任）

平成30年度に提出のあった個人情報取扱業務届出書について報告する。

市個人情報保護条例では、個人情報に係る業務を開始又は廃止、変更するときは、あらかじめその「業務概要」や「個人情報を利用する目的」、「記録する個人情報の項目」、「保存方法」、「保存期間」などを記載した個人情報取扱業務届出書を市長へ届け出て、承認を得るとともに、本審議会に報告することが定められている。

本報告はこの定めに従い行うものである。

1 ページ目『個人情報取扱業務届出報告書』、「1. 業務届出書を受理した期間」をご覧ください。

本日報告するものは、平成30年3月21日から平成31年3月12日までに届出のあったもので、「2. 実施期間別受理の状況」のとおり、開始が31件、廃止が5件、変更が126件で、31年3月12日現在の届出済の業務数は廃止されたものを除き557件である。

変更のうち、実施機関を市長とするものと農業委員会とするものの件数中にカッコ書きがあるが、こちらの補足をする。

市では平成30年4月1日より部、課の創設や再編、課名の変更など組織体制の大きな見直しを行った。例としては、これまで市民部であった産業振興課や教育部であった市民スポーツ課が、新たに創設された地域創生部となったこと、高齢介護課が介護保険課と課名を変更し、所掌事務の介護保険事業と高齢者保健福祉事業のうち、高齢者保健福祉事業を健康増進課へ移管されたこと、などが挙げられる。

所管より変更の届出の提出を受けているものの、個人情報を利用する目的や記録する項目、保存方法等、業務の中身にかかわる内容の変更は一切なく、組織体制の見直しにより業務を担当する部や課、または単純に課の名前が変更されたことを理由として届出られた件数が、カッコ内にある件数になる。

尚、「3. 業務届出書の写し」の通り、本来こちらの報告書には個人情報取扱業務届出書及び届出書別紙、目録を添付し報告をするものだが、この度は組織の見直し等により報告させていただく件数が多いため、2 ページ目から27 ページ目までの1 表と、新規、廃止、変更それぞれ1 業務分の届出書を参考添付する形とさせていただいた。

2 ページ目をご覧ください。カラー印刷の資料が2 ページから27 ページまで続いている。

こちらは前回までに各所管より提出を受けた届出書の内容に、今回の届出の内容を反映させまとめたものである。

表中のセルが塗りつぶされている業務が、今回届出があったものである。

色ごとの意味するところは、2 ページ目にある「色分けの説明」をご覧ください。

こちらの表中、紫とグレーの業務を除いたものが、現在届出済の業務である。

28 ページ目をご覧ください。こちらからは新規、廃止、変更それぞれ1 業務分の届出書・届出書別紙・個人情報目録を参考に添付している。

42 ページ目をご覧ください。本審議会終了後、本審議会にて報告した内容を、告示により市民へ公表する。42 ページに掲載のものは、告示文（案）である。また、告示によるもののほか、すべての業務について、個人情報目録の情報コーナー

での配架及び市HPへの掲載を予定している。

個人情報取扱業務届出書の報告については以上である。

● 今回報告いただいた届出で特徴的なことは何かあるか。

→ 平成29年12月25日に個人情報保護条例を改正し、現在の様式で各所管より届出を受けたのは2回目である。前回届出されたものを見直してもらい、未届けだった業務や、届出内容が足りなかったものを、改めて、開始や変更で出してもらったものが多かった。毎年見直しを繰り返し、より高い精度のものとしていきたい。

○ 小学校通学路の防犯カメラ設置終了（学務課）

（情報公関係長）

平成27年度から毎年、市内小学校の通学路に防犯カメラを設置している。30年度は萩山・南台・東萩山・野火止の4校の通学路に3台ずつ設置し、これで市内15校すべてに設置が完了して撮影を開始したことを報告する。

カメラの設置場所は、東村山警察署、教育委員会及び各校のPTAで協議し、不審者目撃情報等を参考に最適であろう場所を選んでいる。

カメラは電柱や街路灯の高さ5メートルほどの位置に取り付け、撮影データはカメラ内にあるSDカードに自動的に記録されて、1週間ほどで順次上書きされる。第三者がカードを取り出せないようカメラは施錠しており、設置業者による定期点検は年1回の契約となっている。

以前に審議会から頂いたご意見に沿った運用として、防犯カメラが稼働中であること、また、警察から照会があれば映像を提供することがあることをカメラ付近の電柱等に巻き看板を貼ってお知らせしている。資料1枚目が巻き看板である。

これまで市報や市ホームページでも、通学路に順次防犯カメラを設置している旨はお知らせしており、資料の2枚目が5月15日号市報でお知らせした記事である。

SDカード内の撮影データの管理責任者は学務課長で、警察から捜査のために撮影データの提供を求められたときは、必ず警察署長印が押されている「捜査関係事項照会書」の提出を求めている。提出があったときは、資料3枚目の「撮影記録の外部提供」の書式を使って、映像を警察へ提供してもよいか起案し、教育長決裁を得る。その後資料4枚目の市長から警察署長への文書を添えて警察に手渡しで提供している。

防犯カメラについては以上。

（7）その他

○ プレミアム商品券配布のためのコールセンター・受付業務委託について

（情報公関係長）

10月から消費税率が10%になることに伴い、国の政策でプレミアム付商品券の販売が始まるが、これに伴う業務委託の開始について報告する。

プレミアム付商品券事業は、住民税非課税の方と3歳半までのお子さんがある世帯を対象に、額面2万5千円の商品券が2万円で購入できるというもので、事業は市町村が行い、経費は国が全額補助する。

販売にあたり、まず市が住民基本台帳や課税情報をもとに対象となるかたを抽出し、購入申請書の用紙をお送りする。購入申請書に記入して市に提出したかたに

は、購入決定の通知と引換券をお送りするので、引換券を市民センターなどの商品券販売場所に提示すると、商品券が購入できるというものである。

市は、この対象者抽出に必要となる住基等のシステム改修と、対象者の抽出、申請書等の印刷・封入封緘作業を、株式会社日立システムズに委託する。

また、商品券に関するコールセンターや申請受付窓口の運営、申請書類の審査、商品券の販売などの業務を、アデコ株式会社に委託する。

いずれも受託者が個人情報を取扱うが、平成26年度に臨時福祉給付金の支給という同様の事業を行った際に、今回と同じ業務を、同じ日立システムズとアデコに委託したいという件でこちらの審議会に諮問し、可の答申を受けているため、すでに諮問済と判断して、委託開始の報告のみとさせていただいた。

○ 委員名簿について

(情報公開係長)

本日お配りした委員名簿について、ご住所、職業欄等の確認をお願いする。記載誤りがある場合、後日で結構なので事務局まで一報いただけるようお願いする。

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。